明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年九月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

平成二十八年九月二十三日

石川県白山市出合島町五四一番地

（甲）トウエイ工業株式会社

代表取締役　東　他喜男

石川県白山市出合島町五四一番地

（乙）株式会社トウエイ

代表取締役　東　繁昭

合併につき株券等提出公告

当社は、トウエイ工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年十一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年九月二十三日

石川県白山市出合島町五四一番地

株式会社トウエイ

代表取締役　東　繁昭

第58期決算公告

平成28年6月3日

東京都杉並区阿佐谷北三丁目41番12号

第一航業株式会社

代表取締役　曽野　哲人

貸借対照表の要旨（平成28年4月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,084,768
	固定資産	549,010
	繰延資産	19,258
	資産合計	1,653,036
負債及び純資産の部	流動負債	748,556
	固定負債	553,100
	株主資本	351,380
	資本金	100,000
	利益剰余金	251,380
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	226,380
	（うち当期純利益）	(2,283)
	負債・純資産合計	1,653,036

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、平成二十八年九月十五日開催の株主総会決議に基づく募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を三億三百二十五万円、資本準備金の額を一億九千八百三十四万円それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

平成二十八年九月二十三日

兵庫県たつの市誉田町福田七二六番地

イースター株式会社

代表取締役　山本　修二

第52期決算公告

平成28年9月23日

兵庫県たつの市誉田町福田726番地

イースター株式会社

代表取締役　山本　修二

貸借対照表の要旨

（平成27年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,125,443
	固定資産	615,421
	合計	1,740,864
負債及び純資産の部	流動負債	1,322,855
	固定負債	893,504
	株主資本	△475,278
	資本金	278,250
	資本剰余金	188,250
	資本準備金	123,340
	その他資本剰余金	64,910
	利益剰余金	△941,778
	利益準備金	2,275
	その他利益剰余金	△944,053
	（うち当期純利益）	(171,461)
	評価・換算差額等	△216
	その他有価証券評価差額金	△216
	合計	1,740,864

第27期決算公告

平成28年9月23日

石川県白山市出合島町541番地

株式会社トウエイ

代表取締役　東　繁昭

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	238,640
	固定資産	90
	合計	238,730
負債及び純資産の部	流動負債	93,756
	固定負債	—
	株主資本	144,974
	資本金	10,000
	利益剰余金	134,974
	その他利益剰余金	134,974
	（うち当期純損失）	(7,684)
	合計	238,730

第38期決算公告

平成28年9月23日

石川県白山市出合島町541番地

トウエイ工業株式会社

代表取締役　東　他喜男

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	637,497
	固定資産	304,788
	合計	942,285
負債及び純資産の部	流動負債	310,891
	固定負債	197,982
	株主資本	433,412
	資本金	5,000
	利益剰余金	428,412
	その他利益剰余金	428,412
	（うち当期純損失）	(5,578)
	合計	942,285

再商品化等に関する入札について

一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）は、特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第33条第1号及び第2号に規定される業務の委託について、次の通り一般競争入札に付します。当該入札に参加しようとする者は、以下により協会に入札申込書類を提出して下さい。

平成28年9月23日　　一般財団法人　家電製品協会

1．対象業務

法第33条第1号に規定する委託を受けた又は同条第2号の規定に基づき指定法人が引き取るべき特定家庭用機器廃棄物（以下「廃家電」という。）について、以下の⑴から⑶までの業務を実施すること。なお、複数の者（個人の場合も含む。）が当該業務を連携して行う場合、当該複数の者全体を管理する管理会社がその中に含まれていることが必要。当該管理会社は⑷の業務のみを実施し、⑴から⑶までの業務を実施してはならない。

業務内容詳細は入札説明書を参照のこと。

⑴　引取業務　　⑵　運搬業務　　⑶　再商品化等実施業務　　⑷　管理業務

2．入札方法

⑴　審査

提出された入札申込書類について、入札説明書で定める審査基準についての審査を行い、審査基準を全て満たしている応札者の中から、落札者の決定を行うこととする。

⑵　入札に基づく契約期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

⑶　落札者の決定方法

入札説明書で定める評価方法によることとする。

3．入札申込方法

入札説明書で定める入札申込書類を、平成28年10月11日（火）から平成28年10月24日（月）までに、簡易書留で当協会必着にて送付のこと。

4．入札に関するお問い合わせ

入札に係る詳細は入札説明書を参照のこと。

入札説明書を希望の際には、協会までメールで申し込むこと。

〒100―0013 東京都千代田区霞が関3丁目7番1号　霞が関東急ビル5階

一般財団法人　家電製品協会

e-mail：nyusatsu@aeha.or.jp

発行所　〒一〇五―八四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）